



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表 紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 2
【根拠条文】	法第27条の25 第1項
【提出先】	関東財務局
【氏名又は名称】	常任代理人 株式会社イビサ
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木5-1-3
【報告発生日】	平成15年12月25日
【提出日】	平成16年1月5日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社 イッコー
会社コード	8508
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪証券取引所第2部
本店所在地	大阪市中央区南本町1丁目3番17号

第1【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	レッドサンズ インベストメント リミテッド
住所又は本店所在地	アカラビルディング* デ・カストロストリート ウィカムズ* ケイ アイ、ロードタウン、トロラ ブリティッシュ ハーゲンアイランド*

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成14年9月16日
代表者氏名	P Y F u n g ピーワイ・ファング
代表者役職	
事業内容	投資事業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木5-1-3 赤星祐二
電話番号	03-3423-7717

(2) 【保有目的】 (9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	662,000株		
新株引受権証書(株)	A		
新株予約権証書(株)	B		
新株予約権付社債券	C		
対象有価証券ガードラント	D		
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		
対象有価証券償還社債	F		
合計(株)	M 662,000株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券の数	P		
保有株券の数(総数) (M+N+O-P)	Q 662,000株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年8月5日現在)	S 16,532,780株
上記提出者の株券保有割合 (Q/(R+S)X100)	4.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合	18.52%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券の種類	数量	取得又は処分の別	単価
15年12月25日	普通株式	2,400,000株	処分	436円

(5)【当該株券等に等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	46,340
借入金金額(U) (千円)	
その他金額計(V) (千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	46,340

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第二号様式

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況 (短期大量譲渡に該当する場合)】

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
15年12月25日	普通株式	800,000株	処分	ツルス・ファイナンス・リミテッド	436円
15年12月25日	普通株式	800,000株	処分	トレード・シタナード・インターナショナルリミテッド	436円
15年12月25日	普通株式	800,000株	処分	キャピタルヴァレー・インベストメント・リミテッド	436円

1 July, 2003

Power of Attorney

From now on, we, REDSUNS INVESTMENT LIMITED, hereby make, constitute and appoint Ibiza Co., Ltd., whose address is 6/F 5-3-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032, Japan, as its attorney to do the following acts and things and to appoint a substitute attorney with respect to all the shares of Common Stock of of Ikko Corporation, which is listed on Osaka Stock Exchange, held by us.

1. To prepare ,execute reports or other necessary documents and file them with financial authorities in Japan.
2. To receive recommendations, orders or other notification from financial authorities or relevant government authorities in connection with term 1 above, and
3. To do any and all acts and things related to any term above.

For and on behalf of
REDSUNS INVESTMENT LIMITED


Authorized Signature

これは英文の要約である

2003年7月1日

委任状

今後、REDSUNS INVESTMENT LIMITED は、ここに日本国東京都港区六本木5-1-3 6F に住所を有する株式会社イビサを、代理人として選定し、指名、及び任命し、大阪証券取引所に上場しているイッコー普通株式の当方が所有しているすべての株式について、下記の行為及び事項を行う権限を付与するものとする。

1. 日本における金融当局に対して要求される資料等の作成及び提出を行うこと
2. 上記1項に関して、金融当局およびその他関係官庁からの勧告、命令その他の告示を受領すること。
3. 上記各項目に関するあらゆる、すべての行為及び事項を行うこと。

For and on behalf of
REDSUNS INVESTMENT LIMITED


Authorized Signature